

●住所

令和6年1月1日現在の住所を記入してください。
転居された方は現住所も記入してください。
アパート、〇〇方までくわしく記入してください。

●氏名

フリガナを必ず記入してください。
生年月日を記入してください。

●現在の勤務先、職業

現在の職業を具体的に記入してください。(食料品小売り、大工など)
勤めている場合は、会社名又は事業所名を記入してください。
自営業で屋号がある場合は、屋号も記入してください。

●個人番号（マイナンバー）

あなたの個人番号を記入してください。
申告書を提出される際、本人確認書類が必要です。本人確認書類とは、申告書等に記載された個人番号が正しい番号であることの確認書類（番号確認）と、申告書等を提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認書類（身元確認）のことを言います。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみで本人確認が可能です。

・本人確認書類の例

番号確認書類	・通知カード(記載内容に変更のないもの) ・マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書のうち1つ
身元確認書類	・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・公的医療保険の被保険者証 ・パスポート などのうち1つ

もしくは「マイナンバーカード」

※申告書を郵送される場合は書類の写しを同封してください（被保険者証に記載のある被保険者等記号・番号等は黒塗りしてください）。

1 所得金額

○令和5年1月1日から12月31日（文中では「5年中」といいます。）までの1年間について計算して記入してください。

○収入金額…5年中に得た収入の確定した金額を記入してください。

○必要経費…5年中に収入を得るために要した費用を記入してください。
生活費などは含まれません。

○所得の種類

営業等所得…小売業、飲食店業、建設業、修理業、サービス業など、いわゆる営業から生ずる所得や保険外交員、集金人、塾の経営者、音楽個人教授などの職業から生ずる所得。申告書裏面の計算書も記入してください。

農業所得…農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得。収支内訳書を添付してください。

不動産所得…地代、家賃などの所得。申告書裏面の計算書も記入してください。

配当所得…法人から受ける利益の配当及び剰余金の分配等による所得。

給与所得…給与、賃金、賞与などの所得。下欄の「給与所得の計算方法」を参照してください。なお、源泉徴収票のない方は、申告書裏面の計算書も記入してください。

雑所得…①公的年金等

国民年金法、厚生年金保険法、各種共済組合法等に基づいて支給される年金及び恩給。(企業年金も含まれます。)下欄の「公的年金等の所得金額の計算方法」を参照してください。

②業務

原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得。

③その他

生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金などの上記以外のものによる所得。

総合課税の譲渡…車輛、機械、船舶等の譲渡から生ずる所得。特別控除は50万円まで認められています。譲渡資産の保有期間が5年以内であったものは「短期」、5年を超えるものは「長期」となります。

一時所得…賞金、懸賞当選金、競馬、競輪の払戻金、生命保険契約に基づく一時金などの所得。特別控除が50万円まで認められています。

※ 遺族年金、障害年金、雇用保険及び児童手当(旧子ども手当)等は非課税所得です。上記に含める必要はありません。

申告書の書きかた

北九州市長（担当区： 区）
令和 年 月 日提出 **令和6年度分市民税・県民税申告書** 本人確認（免許証・マイナンバーカード・健康証等）

住所	フリガナ
現在の勤務先、職業	氏名
電話番号(自宅、携帯など)	世帯主の氏名
	生年月日(大・昭・平・令 年 月 日生)
	世帯主との続柄()
	個人番号

1 所得金額	所得の種類	種 目	(A) 収入金額	(B) 必要経費	(C) 事業所得控除	所得金額(A)-(B)-(C)
令和5年1月1日から12月31日まで	事業所得		円	円	円	① 円
	農業所得		円	円	円	② 円
	不動産所得		円	円	円	③ 円
	配当所得		円	円	円	④ 円
	給与所得		円	円	円	⑤ 円
	公的年金等所得		円	円	円	⑥ 円
	雑所得		円	円	円	⑦ 円
	雑所得		円	円	円	⑧ 円
	雑所得		円	円	円	⑨ 円
	雑所得		円	円	円	⑩ 円
	雑所得		円	円	円	⑪ 円

2 所得控除	控除の種類	控 除 額	控 除 額	控 除 額	控 除 額
令和5年1月1日から12月31日まで	社会保険料控除	円	円	円	円
	国民年金	円	円	円	円
	小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円
	第一種共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、障害者控除の企業型・個人型年金加入者掛金	円	円	円	円
	新生命保険料の計	円	円	円	円
	新個人年金保険料の計	円	円	円	円
	介護医療保険料の計	円	円	円	円
	地震保険料の計	円	円	円	円
	旧長期損害保険料の計	円	円	円	円
	障害者(身体、精神、療育) 交付日: 年 月 日	円	円	円	円
	寡妻(死別、離婚、生死不明、未婚遺)、ひとり親	円	円	円	円

本人のみ	配偶者氏名	生年月日	同居・別居	区分	障害	個人番号
						900

控除対象扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居	区分	障害	個人番号
						901

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居	区分	障害	個人番号
						902

16歳未満の扶養親族	氏名	生年月日	同居・別居	区分	障害	個人番号

※別列の控除対象配偶者等・扶養親族(16歳未満の者を含む)、事業専従者がいる場合、裏面にも記入してください。

年末調整で適用を受けた所得控除の額と対応する金額である所得控除については記載不要

※この表枠内には記入しないでください

2 所得控除

社会保険料控除…あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている社会保険料（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金等）をあなたが5年中に支払った場合。

小規模企業共済等掛金控除…独立行政法人中小企業基盤整備機構との第一種共済契約の掛金や心身障害者扶養共済の掛金、確定拠出年金法の企業型・個人型年金加入者掛金をあなたが5年中に支払った場合。

生命保険料控除…受取人があなたやあなたの配偶者又は親族となっている生命保険契約等の保険料や掛金をあなたが5年中に支払った場合。

・新生命保険料の計…H24.1.1以後契約締結したものの支払い額の計
・旧生命保険料の計…H23.12.31以前契約締結したものの支払い額の計
個人年金給付を内容とする個人年金保険契約等の保険料や掛金をあなたが5年中に支払った場合。

・新個人年金保険料の計…H24.1.1以後契約締結したものの支払い額の計
・旧個人年金保険料の計…H23.12.31以前契約締結したものの支払い額の計
介護保障や医療保障を内容とする生命保険契約等の保険料又は掛金をあなたが5年中に支払った場合。
・介護医療保険料の計…H24.1.1以後契約締結したものの支払い額の計

地震保険料控除…あなたやあなたの配偶者又は親族が所有している家屋又は家財についての地震保険や火災保険、損害保険の保険料や掛金をあなたが5年中に支払った場合。

障害者控除…あなたやあなたの配偶者、その他の親族（配偶者控除、同一生計配偶者の対象となる方や扶養親族である方）が障害者に該当する場合。

寡婦控除…令和5年12月31日現在、あなたが次のいずれかに該当する場合。

①夫と死別・離婚した後、婚姻していない方又は夫が生死不明の方で、扶養親族（子を除く）があり、5年中の合計所得金額が500万円以下の方。
②夫と死別した後、婚姻をしていない方又は夫が生死不明の方で、5年中の合計所得金額が500万円以下の方。

ひとり親控除…令和5年12月31日現在、婚姻していない方（事実婚除く）又は配偶者が生死不明の方で、生計を一にする子（5年中の総所得金額等が48万円以下）があり、5年中の合計所得金額が500万円以下の方。

※婚姻歴・性別問わず

勤労学生控除…あなたが勤労学生で、5年中の合計所得金額が75万円以下で、しかも自分の労働によらない所得が10万円以下の場合。

配偶者(特別)控除…あなたに生計を一にする配偶者があり、配偶者の5年中の合計所得金額が133万円以下である場合（氏名、生年月日、5年中の合計所得金額等必要事項を記入してください。事業専従者の方は該当しません）。また、生計を一にする配偶者の5年中の合計所得金額が48万円以下で、あなたの5年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）」の欄にチェックをしてください。

扶養控除…令和5年12月31日現在（年の途中で死亡の場合は死亡した日）、あなたと生計を一にし、5年中の合計所得金額が48万円以下である扶養親族の方のうち、平成20年1月1日以前に生まれた（16歳以上の方）控除対象扶養親族である場合。（氏名、生年月日等必要事項を記入してください。事業専従者の方は該当しません。）
※扶養控除の額は、生年月日又は同居の別により異なります。

雑損控除…あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が5年中に災害、盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合。（災害や盗難、横領に関する証明書を添付又は提示）

医療費控除…あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のため5年中に支払った医療費が一定額以上ある場合。（医療費控除の明細書の添付）
又は、5年中に健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行った方が、5年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払い、その額が一定以上ある場合【医療費控除の特例】。（セルフメディケーション税制の明細書の添付）

●16歳未満の扶養親族

平成20年1月2日以降生まれの扶養親族（0歳から15歳まで）の方について、氏名、生年月日等必要事項を記入してください。
なお、16歳未満の扶養親族の方は扶養控除の対象とはなりません。市民税・県民税の計算（非課税限度額など）の際には扶養親族に含まれます。

●事業専従者（申告書裏面に記入してください。）

あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族（年齢15歳以上に限る）であなたが経営する事業（営業等、農業、不動産貸付業、林業）に従事した期間が1年を通じ6か月を超える方をいいます。事業専従者控除額は次のうちどちらか少ない方の額です。

- 50万円(配偶者については86万円)
- (事業所得+不動産所得+山林所得)÷(事業専従者数+1)

●給与所得の計算方法

給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いて給与所得の金額を算出します。実際の計算は、所得税と同様、簡易給与所得表により給与所得金額を求めますが、概算は右の表で計算できます。なお、 所得金額調整控除 (詳細は下記)の適用がある場合は、その控除額を差し引いて給与所得を算出します。	収入金額	給与所得控除額
	1,625,000円以下	550,000円
	1,625,000円超	収入金額×40%－100,000円
	1,800,000円超	収入金額×30%＋80,000円
	3,600,000円超	収入金額×20%＋440,000円
	6,600,000円超	収入金額×10%＋1,100,000円
	8,500,000円超	1,950,000円

●公的年金等の所得金額の計算方法

受給者の年齢	公的年金等の収入額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (S34.1.2以降生まれ)	130万円未満	(A)－60万円	(A)－50万円	(A)－40万円
	130万円～410万円未満	(A)×75%－27万5千円	(A)×75%－17万5千円	(A)×75%－7万5千円
	410万円～770万円未満	(A)×85%－68万5千円	(A)×85%－58万5千円	(A)×85%－48万5千円
	770万円～1,000万円未満	(A)×95%－145万5千円	(A)×95%－135万5千円	(A)×95%－125万5千円
	1,000万円以上	(A)－195万5千円	(A)－185万5千円	(A)－175万5千円
65歳以上 (S34.1.1以前生まれ)	330万円未満	(A)－110万円	(A)－100万円	(A)－90万円
	330万円～410万円未満	(A)×75%－27万5千円	(A)×75%－17万5千円	(A)×75%－7万5千円
	410万円～770万円未満	(A)×85%－68万5千円	(A)×85%－58万5千円	(A)×85%－48万5千円
	770万円～1,000万円未満	(A)×95%－145万5千円	(A)×95%－135万5千円	(A)×95%－125万5千円
	1,000万円以上	(A)－195万5千円	(A)－185万5千円	(A)－175万5千円

●所得金額調整控除について（以下の1又は2に該当する場合は、給与所得の金額から控除額を控除する）

1 子ども・特別障害者等がいる方等の所得金額調整控除

(1) 適用対象者
給与等の収入金額が850万円を超え、本人が特別障害者に該当する方又は、年齢23歳未満の扶養親族がいる方又は、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる方

(2) 所得金額調整控除額
給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)－850万円×10%＝**控除額**

※必ず対象の扶養親族等を裏面の「所得金額調整控除に関する事項」に記載してください。

2 給与所得と年金所得の双方ある方に対する所得金額調整控除

(1) 適用対象者
5年中の給与所得額と公的年金等所得額があり、その合計額が10万円を超える方

(2) 所得金額調整控除額
|給与所得額(10万円超の場合は10万円)＋公的年金等所得額(10万円超の場合は10万円)|－10万円＝**控除額**